

旧軍関係債権の処理に関する法律案要綱

一、制定の目的

旧陸軍省、海軍省及び軍需省に係る國の債権の迅速なる徴収及び整理を図る必要があること。

二、制定の要点

- 1 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に係る國の債権（以下旧軍関係債権という。）で、債務者の資力等の事情により、債務者をしてその債務を直に納付させることが著しく困難であるものについては、收納上有利であると認められる場合に限り、三年をこえない期限をもつて納付期限の延期又は分納をさせる特約をすることができること。
- 2 第一項により分納の特約をなした債務者が、納付期限を過ぎてもなお納付しないときはその債務残額を繰上げ徴収することができること。

- 3 旧軍関係債権について、裁判所が和解又は調停をする場合には、その勧告に基いて特別の譲歩をなしうること。

- 4 債務者の住所又は居所が不明のため、旧軍関係債権を徴収することが不可能と認められるときは、その債務を免除することができること。

- 5 旧軍関係債権について、債務者が納付期限を過ぎ督促を受くるもなお完納しないときは、國稅徴収法の滞納処分の手続に準じて、その債権の収入金の徴収の処分をなすことができること。但し、この徴収の処分により旧軍関係債権に優先権を與えるものではないこと。

- 6 前項の徴収の処分は、債務者より書面による債務の承認があつた後においてなすこと。
なお債務の承認があつた後においても、國を被告とする債務者の異議の訴をなすことができること。

7 前二項の債務の確定、督促、徴收の処分及び異議の訴は、執行力のある債権名義を有する旧軍関係債権については適用しないこと。

旧軍関係債権の処理に関する法律

(納付期限の延期、分割納付及び繰上げ徴収)

第一條 この法律施行の際現に存する旧陸軍省、海軍省及び軍需省に係る國の債権（以下「旧軍関係債権」という。）で、その債務者の資力の状況により直ちに当該債権に係る収入金を納付させることが著しく困難であるものについては、主務大臣は、收納上有利であると認められる場合に限り、三年をこえない期限をもつて、その納付期限を延期し、又は適宜分割して納付させる特約をすることができ、

2 前項の規定により納付期限を延期し、又は分割して納付させる特約をする場合には、確實な担保を提供させ、及び大蔵大臣の定める利息を附さなければならぬ。但し、同一人に対する旧軍関係債権の総額が一万円以下の場合には、担保の提供を免除することができ、

3 第一項の規定により分割して納付させる特約をした場合において、債務者がその分割金を滞納したときは、主務大臣は、その債権額の繰上げ徴収をすることができ、

(裁判所の和解又は調停における譲歩)

第二條 旧軍関係債権について裁判所（調停委員会を含む。）以下本條において同じ。一が和解又は調停をする場合においては、法務総裁又はその指定する職員は、裁判所の報告に基づいて、前條の規定にかかわらず、特別の譲歩をすることができ、

(債務の免除)

第三條 主務大臣は、旧軍関係債権に係る収入金について第六條第一項の規定による督促があつた日から五年を経過した場合において、その債務者の住所又は居所が不明のため当該収入金の徴収を不可能と認めるときは、その債務を免除することができ、

2 前項の規定による債務の免除の通知は、官報に公告してするこ

とができる。この場合においては、その通知は、官報に公告した日から二週間を経過した時において債務者に到達したものとみなす。

（公告による納入の告知）

第三條 主務大臣又はその委任を受けた職員は、旧軍関係債権の債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて当該債権に係る収入金の納入の告知をすることができる。

2 前條第二項の規定は、前項の公告について準用する。

（債権の確定）

第五條 旧軍関係債権について、債務者から書面による債務の承認があつたときは、その債権は確定したものとす。主務大臣又はその委任を受けた職員は、第六條及び第七條の規定によつてこれを処理することができる。

2 主務大臣又はその委任を受けた職員は、前項の債務の承認があ

（関係）

つた場合を除く外、旧軍関係債権の債務者に対し、債務の金額その他内容を記載した催告書をもつて、その債務を承認するか否かを一定の期間内に述べべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は一月を下ることはできない。

3 主務大臣又はその委任を受けた職員は、債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて前項の催告をすることができる。

4 第三條第二項の規定は前項の公告について準用する。

5 債務者が第二項に規定する期間内に書面により異議を述べなかつたときは、第一項の債務の承認をしたものとみなす。

（督促）

第六條 前條の規定により確定した債権に係る収入金について債務者が納付期限を過ぎなお完納しない場合には、主務大臣又はその委任を受けた職員は、督促状をもつてその指定する期限内に納付すべき旨を督促しなければならない。

2 前項の督促状には、同項の期限内に完納しないときは、この法律に基いて徴収の処分をする旨を記載しなければならない。

3 第一項の規定により督促をした場合には、督促手数料として十円を徴収する。

4 主務大臣又はその委任を受けた職員は、債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて第一項の督促をすることができ
る。

5 第三條第二項の規定は、前項の公告について準用する。
（徴収処分）

第七條 債務者が前條第一項の規定による督促を受け同項の期限内に完納しないときは、主務大臣又はその委任を受けた職員は、部下の職員をして國稅徵收法（明治三十年法律第二十一号）第三章（滞納処分）第十三條、第十九條及び第二十八條を除く。一に規定する手続に準じて当該債権に係る収入金の徴収の処分をさせ

ることができ、この場合において、同法中「收稅官吏」とあるのは「当該職員」と、「延滞金」とあるのは「延滞損害金」と、「税金」とあるのは「収入金（利息を含む。）」と、同法第二十六條中「稅務に關する官吏、公吏、雇員」とあるのは「旧軍關係債權に係る収入金の徴収の処分に從事する職員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、旧軍關係債權について、優先權を與えるものではなく、又、他の法令中の國稅滞納処分の例によつて徴収することができる債權若しくは國稅滞納処分の例による処分に關する特別の規定の適用を認めるものでもない。

3 他の法令中の強制執行の禁止若しくは中止又はその効力の消滅に關する規定については、第一項の徴収の処分は、強制執行とみなして、当該規定を適用する。

4 第一項の規定により徴収の処分をする場合における物件の賣却

金その他の処分金に対する他の債権者の配当要求及び当該処分金の充当に関する手続については、政令で定める。

（異議の訴）

第八條 債務者は、第五條の規定にかかわらず、同條の規定により確定した債権について、國を被告として異議の訴を提起することができる。

2 前項の訴は、第五條に規定する債務の承認に関する事務を処理した職員の所屬する行政機關の所在地の地方裁判所の管轄とする。

3 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百四十五條第三項、第五百四十七條第一項から第三項まで及び第五百四十八條の規定は、第一項の訴に準用する。この場合において同法第五百四十七條第一項及び第二項中「強制執行」とあるのは「旧軍關係債権に係る収入金の徴収の処分」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第九條 前四條の規定は、執行力のある債務名義を有する旧軍關係債権については適用しない。

（他の法令との關係）

第十條 この法律の規定は、他の法令において債務の弁済その他の債務を消滅させる行為を制限し又は禁止する旨の規定がある場合においては、当該規定の適用を妨げるものではない。

代金その他の処分金に対する他の債権者の配当要求及び当該処分金の弁済に関する手続については、政令で定める。

（異議の訴）

第八條 債権者は、第五條の規定にかかわらず、同條の規定により確定した債権について、國を被告として異議の訴を提起することとすることができる。

2 前項の訴は、第五條に規定する債務の承認に関する事務を処理した職員の所屬する行政機關の所在地の地方裁判所の管轄とする。

3 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百四十五條第三項、第五百四十七條第一項から第三項まで及び第五百四十八條の規定は、第一項の訴に準用する。この場合において同法第五百四十七條第一項及び第二項中「強制執行」とあるのは「旧軍關係債権に係る収入金の徴収の処分」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第九條 前四條の規定は、執行力のある債務名義を有する旧軍關係債権については適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理由

旧陸軍省、海軍省及び軍需省に係る國の債權の迅速な徴收及び整理を改めるため、延納、分納、免除等の途を開くとともに、徴收の方法について、國稅滯納処分の手続に進ずる徴收の処分ができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。